

2009年8月19日 全4頁

金融商品会計—公正価値オプション

制度調査部
鈴木 利光

負債の時価評価、我が国においても導入か？

[要約]

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2009年5月29日付にて「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」を公表した。この論点整理は、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が共同で進める金融商品会計における現行基準の置換えのプロジェクトに呼応し、2011年を念頭に置いた我が国の会計基準の見直しの可能性について、議論の整理を図ることを目的としている。
- 「【論点2】金融商品の測定」のうち「[論点2-2]公正価値オプション」では、現在我が国の会計基準では認められていない公正価値オプション、すなわち一定の金融商品に対して当初認識時に公正価値評価（評価差額は当期純利益に反映）の指定をすることを認める会計処理の導入の是非を検討している。
- ASBJでは、公正価値オプションの導入の是非を論点として取り上げる必要があるか否かを引き続き検討するとしている。
- 本稿ではさらに、IASBが2009年7月14日に公表したIAS第39号「金融商品：分類及び測定」の改訂案における公正価値オプションの位置づけも概説する。

【目次】

- I. はじめに (P1)
- II. 現行の取扱い (P2)
- III. 我が国における今後の方向性 (P3)
- IV. IAS第39号の改訂案における公正価値オプションの位置づけ (P3)

I. はじめに

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2009年5月29日付にて「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」という）を公表した。論点整理は、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）が共同で進める金融商品会計における現行基準の置換えのプロジェクトに呼応し、2011年を念頭に置いた我が国の会計基準の見直しの可能性について、議論の整理を図ることを目的としている。

- 「【論点 2】金融商品の測定」のうち「[論点 2-2]公正価値オプション」では、現在我が国の会計基準では認められていない公正価値オプション、すなわち一定の金融商品に対して当初認識時に公正価値評価（評価差額は当期純利益に反映）の指定をすることを認める会計処理の導入を検討している。
- 今後の方向性として、現在国際的な会計基準において行われている測定区分の見直しの議論（公正価値オプションの存続・態様に影響を及ぼす）の動向を見極めつつ、公正価値オプションの導入の是非を論点として取り上げる必要があるか否かを引き続き検討するとしている。それに伴い、本稿では IASB が 2009 年 7 月 14 日に公表した IAS 第 39 号「金融商品：分類及び測定」の改訂案¹における公正価値オプションの位置づけを確認する。

II. 現行の取扱い

1. 我が国の会計基準における取扱い

- 「公正価値オプション」とは、一定の金融商品に対して当初認識時に公正価値評価の指定を認める会計処理をいう。
- 我が国においては金融商品の会計処理は保有目的区分をはじめとする分類に従って定められており、公正価値オプションの適用は認められていない。

2. 国際的な会計基準における取扱い

(1) 国際財務報告基準における取扱い²

- 国際財務報告基準（IAS 第 39 号）では、以下の適格規準を満たす金融商品に限り、公正価値オプションの適用を認めている。
 - ① （公正価値オプションの適用により）会計上のミスマッチが解消される場合
 - ② 社内的に公正価値ベースでの管理・評価が行われている場合
 - ③ 契約が一若しくはそれ以上の組込デリバティブ含む場合（この場合には企業はハイブリッド（混合）契約全体を金融資産又は金融負債として損益計算書を通じた公正価値で測定するとして指定できる）

(2) 米国会計基準における取扱い

- 米国会計基準（SFAS 第 159 号）では、多くの金融商品及び特定の他の項目について、公正価値オプションの適用を認めている。SFAS 第 159 号では、IAS 第 39 号が導入しているような適格規準は採用されていない。

¹ 詳細については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研 Legal and Tax Report「国際会計基準の時価会計見直し案公表」（吉井一洋）[090724]

² 詳細については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研 Legal and Tax Report「国際会計基準の時価会計見直し案公表」（吉井一洋）[090724]

Ⅲ. 我が国における今後の方向性

- 公正価値オプションについては、以下のような肯定的な考え方がある。
 - 公正価値オプションは、現行の測定区分や測定方法に起因する会計上のミスマッチを削減し、複雑な測定を緩和する意義を有する。
 - 信頼性のある公正価値は金融商品にとって適切な測定値であり、公正価値オプションは公正価値で測定される金融商品を拡大するという観点から望ましい。
- 逆に、公正価値オプションについては、以下のような否定的な考え方もある。
 - 企業が、公正価値が検証可能でない金融商品に公正価値オプションを適用する可能性があり、その場合、それらの金融商品の評価は主観的なものであるため、企業が損益に不適切な影響を与えるような方法で公正価値を算定するおそれがある。
 - 企業が公正価値オプションを金融負債に適用した場合には、自分自身の信用力の変動について損益計算書に利益又は損失を認識することになる。例えば、自社発行の社債（金融負債）に公正価値オプションを適用した場合、自社の信用力が落ちると自社の負債が減ったとみなし、損益計算書に利益を計上するという実態にそぐわない会計処理がなされることになる。
- ちなみに、我が国は 2002 年当時、IASB による公正価値オプション導入の公開草案に対して否定的なコメントを提出している。理由として、公正価値オプションが IAS 第 39 号の基本原則である保有目的区分から逸脱する可能性のあるものであるという点を挙げていた。
- 現在、IASB 及び FASB では、現行の測定区分の見直しの議論が進められており、その議論は公正価値オプションの存続や態様に影響を及ぼすものである。そのため、論点整理では、我が国としては国際的な会計基準における議論の動向を見極めつつ、今後、公正価値オプションの導入を論点として取り上げる必要があるか否かを引き続き検討するとしている。

Ⅳ. IAS 第 39 号の改訂案における公正価値オプションの位置づけ³

- 前述したように、現在、IASB 及び FASB では、現行の測定区分の見直しの議論が進められており、その議論は公正価値オプションの存続や態様に影響を及ぼすものである。その議論の途中経過として、IASB は 2009 年 7 月 14 日に、IAS 第 39 号「金融商品：分類及び測定」の改訂案（以下「IAS 第 39 号改訂案」という）を公表している。
- IAS 第 39 号改訂案では、現行の金融商品の測定区分を大幅に簡素化しており、公正価値で測定する区分と償却原価で測定する区分に集約している。
単純な貸付金に見られる特徴を有し、かつ、契約上の利回りに基づいて運用されている金融商品については償却原価で測定することが認められる。
もっとも、そのような金融商品を公正価値で評価することにより会計上のミスマッチが解消される場合には、公正価値オプションを適用することができる。

³ 詳細は、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研 Legal and Tax Report「国際会計基準の時価会計見直し案公表」（吉井一洋）[090724]

- これを言い換えると、次のようになる。すなわち、
 - 公正価値オプションは維持される。
 - もっとも、公正価値オプションの適用範囲は狭められる。具体的には、現行では以下の①②③の場合に公正価値オプションの適用を認めているが（P2 参照）、IAS 第 39 号改訂案では①の場合にのみ公正価値オプションの適用を認める。②の場合は当初から公正価値評価が求められることから、③の場合はそもそも複合金融商品に対して区分経理が認められなくなることから（全体を公正価値評価することから）、公正価値オプションの適用は不要となるためである。
 - ① （公正価値オプションの適用により）会計上のミスマッチが解消される場合
 - ② 社内的に公正価値ベースでの管理・評価が行われている場合
 - ③ 契約が一若しくはそれ以上の組込デリバティブ含む場合（この場合には企業はハイブリッド（混合）契約全体を金融資産又は金融負債として損益計算書を通じた公正価値で測定するとして指定できる）
- IAS 第 39 号改訂案は、60 日のコメント期間（2009 年 9 月 14 日まで）を経た上で、2009 年 12 月末までに基準化され、2009 年 12 月末の期末財務諸表への任意適用が認められることを提案している。強制適用は 2012 年 1 月 1 日以降とすることを提案している。
- この IAS 第 39 号改訂案が実現した場合、我が国において同じような態様で公正価値オプションを導入することになるのか、議論を注視していくべきものと考えられる。

以上